

広報 **たいし**

TAISHI

No.864

✦ Taishi Town Public Relations

令和5年
2023

7

CONTENTS

もうすぐ夏休み! イベントを紹介します	2~4
夏休み みんなの学習スペースをオープン...	5
町職員の給与	6~7
令和5年度議会組織の決定	8
農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します...	14

白熱の騎馬戦
力と意地の真っ向勝負
(5月27日 石海小学校運動会)

太子町公式 SNS



もうすぐ夏休み！イベントを紹介します

もうすぐ待ちに待った夏休みが始まります。近くで行われる楽しいイベントを集めました。家族や友だちと一緒に、夏休みの思い出を作りませんか。

文化会館 30周年記念 なつや de 文化村

今年、開館 30 周年を迎える文化会館（丸尾建築あすかホール）や歴史資料館、同 40 周年を迎えた図書館など、町の芸術・文化の発信や地域交流の拠点である太子あすかふるさと文化村で、なつや de 文化村が開催されます。お子様からお年寄りまで楽しめる催しとなっています。ぜひ足を運んでください。

日時：8月11日(金)祝 9時30分～16時 **会場：丸尾建築あすかホール他（鶴 1310-1）**
問い合わせ
 丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300 歴史資料館 ☎ 277-5100 図書館 ☎ 277-1580

中ホール

■夏休み人形劇 参加無料

1回目開演 9時30分～（開場9時15分～）
 2回目開演 11時30分～（開場11時15分～）
 演目 「おおかみと七匹の子ヤギ」「カニ昔」ほか
 出演 どんぐり劇場
 整理券配布開始日

7月8日(日)9時～
 （ホール窓口で配布）

※整理券は各公演 300 枚まで配布。お子様も一人につき1枚必要です。



創作室

■まが玉づくり

1回目 10時～
 2回目 14時30分～
 小中学生とその保護者を対象に、まが玉づくりのワークショップを行います。

申込受付 7月1日(日)10時～

歴史資料館窓口または電話にて予約受付

参加費 400円

定員 各20名(先着順)



ロビー

■ハンドメイド（雑貨市）&食べ物

10時～16時
 ハンドメイドのかわいい雑貨・小物、ワークショップ、食べ物など10店が出店します。



■段ボール迷路

10時～16時
 段ボールで作った5m×5mの大きな迷路がロビーに出現します。



図書館

■絵本の時間

1回目 11時～
 2回目 14時30分～
 （各回とも20～30分程度）
 2～3歳のお子さんと保護者を対象に、4～5冊の絵本を読み聞かせします。



場所 おはなしの部屋

■紙バッグ工作教室

1回目 15時～
 2回目 15時30分～
 絵本のジャケットカバーを使って、バッグを作ります。



定員 各回とも3名(先着順)

場所 児童室

申込受付 7月1日(日)10時～

図書館窓口または電話にて予約受付

夏期講座 ～工作しよう！～

夏休み期間中、さまざまな工作教室が開催されます。夏休みの思い出にぜひ、自分だけのオリジナル作品を作ってみませんか。

■かわいい万華鏡作り

斑鳩公民館 ☎ 277-4550

- 日時 7月27日(日)10時～
- 講師 萩原 雅子さん
- 対象 小学生
- 定員 16名(先着順)
- 参加費 500円(材料代)
- 持ち物 飲み物、タオル
- 申込方法 窓口または電話申込
- 申込受付 7月4日(日)～



■夏休み子ども伝筆教室「ミニうちわ作り」

石海公民館 ☎ 277-4511

- 日時 7月29日(日)9時30分～
- 講師 円尾 裕子さん
- 対象 小学生以上
- 定員 20名(先着順)
- 参加費 700円(材料代など)
- 持ち物 中字用筆ペン(ペンてる)、ボンド、色のつけられる物(色鉛筆、クレヨン、絵具)、えんぴつ(あればB、2B)、消しゴム、ボールペン、新聞紙、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- 申込方法 窓口または電話申込
- 申込受付 7月1日(日)～



■楽しくできる色付き版画教室

(生命あるものを夢いっぱい描いてみましょう)

太田公民館 ☎ 277-4811

- 日時 8月25日(日)9時30分～
- 講師 山口 謙二さん
- 対象 小学生(3年生以上)
- 定員 15名(先着順)
- 参加費 1,000円(材料代)
- 持ち物 筆記用具、タオル、飲み物
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 申込方法 窓口または電話申込
- 申込受付 7月1日(日)～



■トールペイント「2段収納ラック」作り

龍田公民館 ☎ 276-0044

- 日時 7月25日(日)9時30分～
- 講師 藤谷 栄子さんほか
- 対象 小学生
- 定員 12名(先着順)
- 参加費 1,200円(材料代)
- 持ち物 飲み物、タオル
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 申込方法 窓口または電話申込
- 申込受付 7月1日(日)～



■ぼうじい登場！ぼうじいの工作イベント ～オリジナルTシャツを作ろう～

社会教育課 ☎ 277-1017

描いた絵をシルクスクリーン印刷でプリントして、世界で一つだけのオリジナルTシャツを作ってみませんか。

- 日時 7月30日(日)
 午前の部 10時～11時30分
 午後の部 13時～14時30分
- 場所 地域交流館はらっぱ「交流ラウンジ」
- 対象 町内の小学生(1、2年生は保護者同伴)
- 定員 各部とも15名(先着順)
- 参加料 800円(Tシャツ代など)
- 持ち物 参加料、飲み物
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 6月26日(日)～
 ※定員に達し次第締め切ります。



■段ボール工作教室

図書館 ☎ 277-1580

段ボールでプテラノドン、ディメトロドンを作ります。

- 日時 7月30日(日)
 ① 10時30分～12時(プテラノドン)
 ② 14時～16時(ディメトロドン)
- 対象 小学生以上(小学1～3年生は保護者同伴)
- 定員 各時間とも7名(先着順)
- 申込方法 窓口または電話申込
- 申込受付 7月1日(日)10時～



プテラノドン



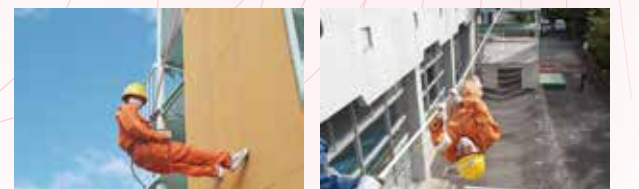
ディメトロドン

■～集え！未来の防火救命リーダー～ 未来の防火救命リーダー育成講座

消防署では、「未来の防火救命リーダー育成講座」の受講生を募集しています。消火や救急訓練など、さまざまな体験をしませんか。

- 日時 8月3日(日)・4日(月)の2日間
 8時30分～17時
- 場所 太子消防署・たつの消防署など
- 対象 町内・たつの市内在住または在学の中学生・高校生
- 定員 15名程度(応募多数の場合は先着順)
- 参加費 500円程度(保険代など)
- 申込方法 消防署、各学校配布の応募用紙で申し込み
 ※応募用紙は西はりま消防組合ホームページまたはFacebookからダウンロードできます。

- 申込先 太子消防署もしくはたつの消防署
- 申込期間 7月6日(日)～20日(日)
 ※災害状況により、中止となる場合があります。



講座の様子

問い合わせ
 太子消防署 ☎ 276-1191

皆さんの学びを応援します

夏休み みんなの学習スペースをオープン

暑い夏の学びを応援するため、町内各所に設置する「夏休み みんなの学習スペース」をご紹介します。夏休みの宿題や受験勉強、資格試験など、暑さに負けず、学びを楽しみましょう。

- 対象者 どなたでも（議場自習室は中学生以上）
 - 利用料 無料
 - 利用方法 勉強・読書 など
- ※他の利用者の迷惑になる行為（ゲーム・携帯電話での通話など）はご遠慮ください。
※各場所に掲示している利用の決まりをお守りください。
※利用に関する詳細は、各場所へお問い合わせください。



町ホームページ
「夏休みみんなの
学習スペース」を
オープンします



町ホームページ
高校生ボラン
ティア募集!!



ちゃのき
Cafe イン
スタグラム

	開設場所	開設日程	席数	備考
①	太子町役場地域交流館 ☎ 277-1017 【鵜 280-1】	毎日 9 時～ 22 時（7 月 30 日 9 時～ 16 時 および 8 月 11 日 9 時～ 13 日 16 時を除く）	21 席	1 階交流ラウンジ Wi-Fi 有
②	議場自習室（スタディホール） ☎ 277-5995 【鵜 280-1】	7 月 21 日 9 時～ 17 時 （土日祝を除く）	35 席	役場議会棟 1 階議場 Wi-Fi 有
③	ちゃのき Cafe ☎ 275-0220 【太田 1751-1】	毎日 15 時～ 20 時 （8 月 11 日 9 時～ 8 月 15 日 17 時を除く）	20 席	Wi-Fi 有
④	南総合センター ☎ 277-1102 【塚森 131】	毎日 9 時～ 17 時 （土日祝を除く）	15 席	1 階わっかカフェ
⑤	丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300 【鵜 1310-1】	8 月 7 日 9 時～ 17 時 （8 月 8 日・12 日・15 日を除く）	26 席	2 階会議室
⑥	各地区公民館 （斑鳩・石海・太田・龍田） 斑鳩：☎ 277-4550 【鵜 678】 石海：☎ 277-4511 【福地 132-1】 太田：☎ 277-4811 【太田 370-3】 龍田：☎ 276-0044 【佐用岡 388-8】	7 月 28 日 9 時～ 17 時 （龍田のみ 7 月 28 日 9 時～ 8 月 31 日 17 時を除く）	16 席～ 20 席	1 階会議室

※①、③、④は、年間を通して開設しています。



地域交流館



議場自習室



ちゃのき Cafe 【あすか会】



南総合センター

包括連携協定施設を紹介します

カフェ & フリースペース ちゃのき Cafe

障害の有無や年齢、国籍など、いろんな壁を越えて、人と地域がつながる場所が「ちゃのき Cafe」です。平日はカフェとして、休日には、ワークショップやイベントなども開催し、毎日、学習室としても開放しています。お気軽にご利用ください。

- 住所 太田 1751-1（駐車場有）
- 営業日時 月～金曜日 11 時～ 14 時
- ランチメニュー
とんかつ定食 780 円 唐揚げ定食 680 円
ポークカレー 600 円 キッズカレー 400 円
- テイクアウトメニュー
幕ノ内弁当 600 円 唐揚げ弁当 600 円
※シフォンケーキなど手作りスイーツも販売中



お弁当などの予約もお待ちしています



●問い合わせ
ちゃのき Cafe ☎ 275-0220

●問い合わせ
社会教育課 ☎ 277-1017

夏休み親子陶芸教室 子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日時 7 月 24 日 ① 9 時 30 分～ 11 時 30 分
② 13 時 30 分～ 15 時 30 分
- 場所 ふれあいホール（丸尾建築あすかホール南側）
- 対象 5 歳児～中学生とその保護者
- 定員 各時間とも 10 組（先着順）
- 参加費 500 円（材料費）
- 持ち物 タオル、飲み物、エプロン
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 講師 文化協会陶芸サークル
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7 月 3 日 9 時 30 分～



夏休みの工作教室「コロコロちよきん ばこをつくろう」 子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日時 7 月 27 日 ① 9 時 30 分～ 11 時 30 分
② 13 時 30 分～ 15 時 30 分
- 場所 子育て支援センター「ひまはび」
- 対象 小学生
- 定員 各時間とも 8 名（先着順）
- 参加費 200 円（材料費）
- 持ち物 ハサミ、定規、筆記用具、固型のり、
ウェットティッシュ、タオル、飲み物、
持ち帰り用の袋
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7 月 3 日 9 時 30 分～



●問い合わせ
兵庫県動物愛護センター龍野支所 ☎ 0791-63-5146

夏休み子どもセミナー 「動物のレリーフを作ろう」

写真立てに紙粘土でおうちのペットやお気に入りの動物のレリーフを作ります。色をつければ、立体的に動物が見えるよ。さあ、やってみよう!

- 日時 7 月 28 日・29 日 10 時～ 14 時
※昼食持参
- 場所 兵庫県動物愛護センター龍野支所
ふれあい館多目的ホール
（たつの市龍野町富永 1311-3）
- 対象 小学 1～6 年生（保護者同伴）
- 定員 各日とも 20 名（申込者多数の場合は抽選）
※抽選結果については 7 月 24 日 14 時までに
メールにて連絡
- 参加費 無料
- 申込期間 7 月 10 日～ 20 日

●申込方法 下記 QR コードから必須事項を記入



【兵庫県電子
申請共同運
営システム】



作品イメージ



夏休み食育教室 ～みそ玉を作ってみよう!～

夏休みにみんなで楽しくみそ玉作りをしながら、食育について学んでみませんか。

- 日時 7 月 31 日 10 時～ 11 時 30 分
（受付 9 時 40 分～）
- 場所 子育て支援センター「ひまはび」
- 対象 町内の小学生
- 定員 15 名（先着順）
- 内容 食育講話、みそ玉作りなど
- 講師 揖龍地域活動栄養士会
- 参加費 200 円程度（食材実費相当額）
- 持ち物 参加費、筆記用具、エプロン、三角巾、
ハンカチ、マスク、飲み物

●申込受付 7 月 3 日 9 時 30 分～ 17 時（日祝除く）
子育て支援センター「ひまはび」
（☎ 277-3880）にて電話予約受付



町職員の給与

●問い合わせ
総務課 ☎ 277-1010

町職員の給与は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に準じて条例案を作成し、町議会の議決を経て決定します。行政の透明性を確保し、まちづくりへのご理解をいただくため、給与などの概要をお知らせします。給与・定員管理などの詳細は、町ホームページでご覧いただけます。

①人件費(普通会計令和3年度決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和3年度	33,815人	13,317,874千円	506,853千円	1,745,683千円	13.1%

令和2年度の人件費率は10.4%です。

②職員給与費(普通会計令和3年度決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和3年度	182人	606,395千円	104,453千円	228,424千円	939,272千円	5,161千円

③ラスパイレス指数(各年4月1日現在)

平成29年	令和4年
98.0	97.5

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

④一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円
最高号給の給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	381,000円	393,000円	410,200円

⑤職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
太子町	37.9歳	284,200円	332,559円	307,575円
兵庫県	43.3歳	324,900円	422,219円	377,354円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円

●(幼稚園)教育職(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	38.8歳	302,500円	325,476円
兵庫県	41.3歳	355,500円	415,377円

◎平均給料月額 令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均。
◎平均給与月額 給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。
◎平均給与月額(国ベース) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものを。

⑥職員の初任給

区分	太子町	兵庫県	国	
一般行政職	大学卒	185,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	158,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	161,500円	151,600円	—

⑦職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数			
		10~11年	19~21年	25~26年	29~33年
一般行政職	大学卒	261,625円	329,475円	392,025円	404,025円

経験年数に該当する職員数は、各区分3人以下のため、近似の経験年数について記載しています。

⑧一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・課長	18人	13.2%
5級	副課長	18人	13.2%
4級	係長・主任主査	16人	11.8%
3級	主査	31人	22.8%
2級	主事	28人	20.6%
1級		25人	18.4%

◎太子町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
◎標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑨期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,358千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,693千円	—
(令和3年度支給割合)		
期末手当2.55(1.45)月分 勤勉手当1.90(0.90)月分	期末手当2.4(1.35)月分 勤勉手当1.90(0.90)月分	期末手当2.55(1.45)月分 勤勉手当1.90(0.90)月分
(加算措置) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※令和3年人事院勧告における、0.15月の引下げ分(4.45月→4.3月)を、令和4年6月期で調整
※期末・勤勉手当の支給月数は一般職員分であり、()内は再任用職員分です。

⑩退職手当

太子町	(令和4年4月1日現在)		
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	8,902千円		

国	(令和4年4月1日現在)		
	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

⑪その他の手当

手当名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	宿直手当	
内容および支給単価	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者・父母等6,500円 ②子10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 ①家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ②家賃27,000円超え (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 (支給限度額28,000円)	通勤のため交通機関等を利用している職員または自動車等を使用している職員に支給 ①交通機関利用者運賃等相当額(支給限度額55,000円) ②自動車等の使用者使用距離に応じて支給2,000円~31,600円	管理または監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 67,000円 課長相当職 56,000円 副課長相当職33,000円	異なる (俸給の特別調整額)管理または監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にある者に対して支給 39,700円~139,300円	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円
国の制度との異同および国の制度と異なる内容	同じ					
令和3年度決算	支給実績 16,681千円	7,871千円	7,037千円	20,787千円	977千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	248,969円	281,089円	57,208円	547,026円	8,007円	

⑫特別職の報酬等

区分	給料月額等
給料	町長 756,500円(890,000円)
	副町長 657,000円(730,000円)
	教育長 621,000円(675,000円)
報酬	議長 390,000円
	副議長 300,000円
	議員 271,000円
	町長、副町長、教育長 (令和3年度支給割合) 6月期2.175月、12月期2.175月、計4.35月
期末手当	議長、副議長、議員 (令和3年度支給割合) 6月期2.175月、12月期2.175月、計4.35月
	(算定方式) (1期の手当額)(支給時期) 75.7万円×在職月数×0.40 1,452万円 任期毎 65.7万円×在職月数×0.24 757万円 任期毎 62.1万円×在職月数×0.18 402万円 任期毎

◎町長は15%、副町長は10%、教育長は8%給料を減額しています。()内は減額を行う前の金額です。
◎退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給額に基づき、1期(4年=48月/教育長は3年=36月)務めた場合における退職手当の見込額です。
(退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。)

⑬年齢別職員構成

区分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上	計
職員数	2	22	24	26	19	31	16	19	33	9	11	0	212人

⑭特殊勤務手当

(令和4年4月1日現在)	
支給実績(令和3年度決算)	53千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	8,833円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	3.3%
手当の種類(手当数)	4種類
代表的な手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 支給単価
犬・猫死体処理手当	当該業務に従事する職員 犬・猫死体処理に に従事したとき 1件につき1,000円

⑮時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	50,931千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	322千円

⑯部門別職員数と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4		業務体制の見直しなどによる増員
		総務	46	50	+4	
		税務	12	12		
		農林水産	7	8	+1	
		商工	3	2	△1	
		土木	15	17	+2	
	教育部門	民生	28	31	+3	業務体制の見直しなどによる増員
		衛生	9	10	+1	
		計	124	134	+10	
		計	170	182	+12	
公営企業等	会計部門	水道	8	8		業務体制の見直しなどによる増員
		下水道	5	5		
		その他	16	17	+1	
	小計	29	30	+1		
合計		199 (263)	212 (263)	+13 (0)	参考人口1万人当たり職員数62.7人	

職員数は一般職に属する職員数です。また、()内は、条例定数の合計です。

議会組織の決定

- 議長 松浦 崇志
- 副議長 清原 良典
- 監査委員 桑名 幸夫

● 問い合わせ
議会事務局 ☎ 277-5995

は次の100年へ向け、まちづくりの確かな礎を築く重要な1年として位置付けられています。

新しい社会像や価値観が求められる中、議会と行政が車の両輪となって、まちの諸課題と向き合い、それぞれの使命を全うするため、これまで以上に努力を重ねていかなければなりません。

微力ではございますが、公平かつ円滑、そして町民の負託に応えられる機能する議会運営を図り、太子町のますますの発展と町民福祉の向上のために邁進する所存でございます。

引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 各委員会などの構成
- 議会運営委員会
 - ◎ 出原 賢治 ○ 森田 哲夫
 - 清原 良典 首藤 佳隆
 - 中藪 清志 玉田 晶久
 - 総務経済建設常任委員会
 - ◎ 玉田 正典 ○ 吉田 智子
 - 中島 貞次 北川 嘉明
 - 藤澤 元之介 玉田 晶久
 - 福祉文教常任委員会
 - ◎ 森田 哲夫 ○ 山本 順久
 - 清原 良典 堀 卓史
 - 出原 賢治 桑名 幸夫
 - 中藪 清志
 - 広報広聴委員会
 - ◎ 吉田 智子 ○ 出原 賢治
 - 清原 良典 森田 哲夫
 - 玉田 晶久 山本 順久
 - 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員
 - 堀 卓史 中藪 清志 出原 賢治
 - 西はりま消防組合議会議員
 - 中島 貞次 森田 哲夫
 - 都市計画審議会委員
 - 玉田 正典
 - 民生委員推薦委員会
 - 山本 順久
 - 国民健康保険運営協議会委員
 - 桑名 幸夫 玉田 晶久
 - 社会福祉協議会評議員
 - 藤澤 元之介
 - 民主化推進協議会理事
 - 北川 嘉明
 - 中小企業・小規模企業振興協議会委員
 - 吉田 智子
 - 太子町地域公共交通会議委員
 - 首藤 佳隆

◎ 委員長
○ 副委員長

【議長就任あいさつ】



松浦 崇志

このたび議員各位のご推挙を賜り、太子町議会議長に就任させていただきました。その使命と職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。新型コロナウイルスの感染症法における位置付けが緩和され、社会は本格的な「アフターコロナ」へと移行します。また、当町におきましては、昨年、聖徳太子没後1400年を迎え、本年

【副議長就任あいさつ】



清原 良典

初夏の風に肌も汗ばむ頃、町民の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、去る5月12日に開催された臨時会において、副議長に就任させていただきましたことになりました。

任務の重大さに身の引き締まる思いでありますが、議長を補佐しながら、町民の皆様の議会活動に対する期待に応えるべく、議員自らが研鑽を深めることや、議会の改革・活性化、チェック機能のより一層の充実を図るなど、その使命達成に努めてまいります。今後とも、皆様の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

- 太子町地域公共交通会議委員 首藤 佳隆

国民健康保険税率の決定

～7月中旬に世帯主へ保険税額を通知します～

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、町および県が保険者となり、皆さんに納めていただく国民健康保険税を財源に事業を運営しています。将来にわたり安定的に制度を運営するため、期限内納付へのご理解、ご協力をお願いします。

令和5年度国民健康保険税（ ）は令和4年度

区分	内容	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40歳～64歳)
所得割額	前年所得に応じた額	7.14% (7.13%)	2.52% (2.48%)	2.95% (2.95%)
均等割額	1人あたりにかかる額	28,400円 (27,000円)	9,800円 (9,400円)	11,800円 (11,400円)
平等割額	世帯ごとにかかる額	19,900円 (19,400円)	7,100円 (7,000円)	6,100円 (6,000円)
限度額	1世帯につき1年間に賦課される限度額	65万円 (65万円)	22万円 (20万円)	17万円 (17万円)

※所得割額は加入者全員が対象となり、一人ずつ計算します。
※医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の合計金額が1年間の保険税額となります。

国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主に対して課税し、納税通知書や保険証の表紙においても世帯主名が記載されます。

納期と納付方法

納付方法には、口座振替やクレジットカード、または納付書などで納めていただく普通徴収と、年金から天引する特別徴収があります。

納付方法 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収(納期限日)				31	31	10/2	31	30	25	31	29	4/1
特別徴収(徴収日)	14		15		15		13		15		15	

※納付書で納める場合、金融機関だけでなくコンビニエンスストア・スマートフォンアプリも利用いただけます。

国民健康保険税の軽減・減免制度

軽減・減免制度を受けるためには、所得の申告が必要です。被保険者および世帯主は必ず申告をしてください。

●所得の少ない世帯に対する軽減(申請不要)

前年の所得が一定基準以下の世帯については、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	令和4年中の世帯主、被保険者など(※)の総所得金額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + (29万円 × 世帯に属する被保険者など(※)の数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (53.5万円 × 世帯に属する被保険者など(※)の数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下

※給与所得者など…給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人(65歳未満:公的年金などの収入が60万円を超える人/65歳以上:公的年金などの収入が110万円を超える人)
※被保険者など…被保険者および国保から後期高齢者医療制度への移行者

●非自発的失業者に対する軽減(申請必要)

企業の倒産・解雇など、本人事情でない理由で失業された人は、離職理由により保険税が軽減される場合があります。

●災害、廃業などによる減免(申請必要)

災害・事業の廃業などによって生活が困難になり保険税が納められなくなった場合には、所得割額が減免される場合があります。

●子育て世代への軽減措置(申請不要)

義務教育就学前の子どもの均等割が5割軽減されます。

～納め忘れにご注意ください～

納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、滞納が続いた場合は延滞金が加算されるほか、次の処分を行うことがあります。

- 有効期限の短い健康保険証(短期被保険者証)の交付
- 給付が制限され、医療費が一時的に全額自己負担となる資格証明書の交付
- 財産の差し押さえ

更新とマイナンバーカードの利用についてご案内します

国民健康保険被保険者証について

●被保険者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日迄です。

保険税の滞納など特別な事情がなければ、7月下旬に被保険者証を送付します。8月1日迄以降は、新しい被保険者証で受診してください。

なお、70～74歳までの人は、被保険者証に医療費の負担割合が記載されています。

また、8月2日迄以降に70歳になる人は、被保険者証の有効期限が誕生月の月末となりますのでご注意ください。

●マイナンバーカードの被保険者証利用について

マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになりました。利用するためには、マイナポータルから利用申込が必要です。

なお、マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関などもあるため、受診の際は被保険者証とマイナンバーカードの両方を持参されることをお勧めします。また、対応しているかどうかについては、受診される医療機関または厚生労働省のホームページでご確認ください。

問 町民課 ☎ 277-1012

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

県後期高齢者医療広域連合 ☎ 078-326-2021

新しい被保険者証の送付

被保険者証の有効期限は7月31日付です。8月1日付からは新しい被保険者証（7月中旬に簡易書留で送付）で受診ください。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額について

●負担割合と自己負担限度額など

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）
		個人ごと（外来のみ）	世帯ごと（外来+入院）	
現役並み所得者	III	同一世帯に、住民税課税所得額 690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% <多数回 140,100円>（※3）	460円（※4）
	II	同一世帯に、住民税課税所得額 380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% <多数回 93,000円>（※3）	
	I	同一世帯に、住民税課税所得額 145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人（※1・2）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% <多数回 44,400円>（※3）	
一般	II	以下の①②の両方に該当する人 ①同一世帯に、住民税課税所得額 28万円以上 145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ②「年金収入」+「その他の合計所得金額が以下の場合」 ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計 320万円以上	18,000円または6,000円+（総医療費－30,000円）×10%の低い金額を適用	460円（※4）
	I	同一世帯に、住民税課税所得額 28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない人または上記①に該当するが②には該当しない人	18,000円	
低所得者	II	世帯員全員が住民税非課税である人	24,600円	210円 [160円]（※5）
	I	世帯員全員が住民税非課税で、かつ各所得額（公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算）が0円の人	8,000円	100円

※1 次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般I」または「一般II」の区分になります。なお、対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。

【同一世帯の被保険者が1人の場合】

被保険者の前年の収入額が383万円未満または同一世帯に70歳以上75歳未満の人がおり、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の前年の収入合計額が520万円未満

【同一世帯に被保険者が2人以上の場合】

被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額などの合計額が210万円以下であれば、「一般I」または「一般II」の区分になります。

※3 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

※4 指定難病患者の人は260円です。

精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院されている人で、引き続き何らかの病床に入院されている人は、当分の間260円に据え置かれます。

※5 過去12ヵ月以内に「低所得者II」区分の入院日数が90日を超える場合は、申請により91日目からの額が「160円」となります。

被保険者証またはマイナンバーカードを保険医療機関などの窓口で提示すれば、左表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます（マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、マイナンバーから利用申込が必要です）。

また、同一の医療機関で1ヵ月の医療費の一部負担金が高額になったときは、「自己負担限度額（月額）」までの支払いとなります（同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します）。ただし、「所得区分」が「低所得者I・II」の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「現役並み所得者I・II」の人は「限度額適用認定証」の提示がなければ、前者は「一般I」、後者は「現役並み所得者III」の「自己負担限度額（月額）」までを支払い、後日、その差額が高額療養費として支給されます（オンライン資格確認を受けて、限度額適用区分の確認に同意しない場合も含まれます）。

なお、令和4年10月1日から3年間は、負担割合が2割となる人について、入院の医療費を除く1ヵ月の外来の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用しています。

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

7月中旬に令和5年度の保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法

【均等割額】 50,147円	+	【所得割額】 （令和4年中（1～12月）の総所得金額など（※1） －基礎控除額 43万円（※2））×所得割率 10.28%	=	令和5年度保険料額 （上限 66万円）
-------------------	---	---	---	------------------------

※1 総所得金額などは収入額から控除額（公的年金など控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額などの所得控除額は含みません）を引いた金額です。

※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

保険料の納付方法

①年金からのお支払い（特別徴収）

手続きの必要はありません。また、口座振替による支払いに変更が可能です。

②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）

7月から翌年3月まで毎月納付してください。

●対象者

年金の受給額が年額18万円未満の人

後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人

所得の低い人の軽減について（申請不要）

令和4年中の所得に応じて均等割額が軽減されます。

●対象者

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和4年中の総所得金額などが一定の金額以下の人

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額などから年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

軽減対象所得金額の合計額	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	7割軽減 15,044円
43万円+29万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	5割軽減 25,073円
43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	2割軽減 40,117円

【被扶養者であった場合の軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった場合、所得割額は変わらず、資格取得後2年間は、均等割額が5割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた場合は対象になりません。

※被扶養者であっても、世帯の所得が低い人の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

障害のある人のための新しい緊急通報システムです Net119 緊急通報システム登録説明会 を開催します

西はりま消防組合では、令和元年度より Net119 緊急通報システムを導入しています。

このシステムは、聴覚・音声・言語機能に障害のある人（高齢による難聴を含む）が、スマートフォンなどを利用した簡単なタップ操作と文字による会話で緊急通報ができるシステムです。

このシステムの登録説明会を行いますので、参加希望の方は各会場にお越しください。

●日時 8月6日回 ①9時～11時
②13時～15時

- 会場
①宍粟防災センター（宍粟市山崎町鹿沢 65-3）
②たつの市役所新館（たつの市龍野町富永 1005-1）
- 持ち物 スマートフォンなどの情報通信機器
※自身のメールアドレスとスマートフォンなどの設定用のパスワードが必要です
- 対象者
太子町内に在住または、在勤・在学の方

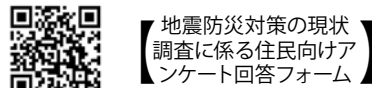
問 社会福祉課 ☎ 277-1013
西はりま消防本部情報指令室
☎ 0791-76-7300

皆さんの声をお聞かせください 地震防災対策の現状調査に係る住民 アンケートを実施します

地震防災対策では、減災目標の達成をめざし、地域の特性に応じて、対策が進められています。

この度、内閣府において、今後の防災対策に向けて、皆さんの声を反映させるため、避難意識などに関する調査を実施します。ぜひご意見をお聞かせください。

●回答方法 下記 QR コードから回答フォームにアクセスし回答

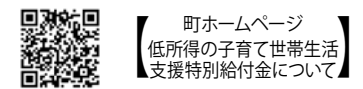


- 実施期間 7月1日(日)～8月末頃（予定）
- 注意事項
・回答は1人1回限りとなります。
・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。

問 企画政策課 ☎ 277-5998

生活に影響を受けている世帯が対象です 令和5年度低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親世帯分）について

食費などの物価高騰などに直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うことを目的とした「令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します。



●対象
次の①、②いずれかに該当する人（すでに受け取った人を除く）

- ①公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ②家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人

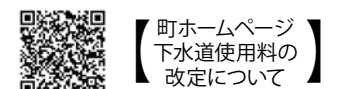
- 支給額 対象児童1人につき5万円
- 申請方法
申請書を町ホームページからダウンロードいただくか、社会福祉課までご連絡ください。
- 申請期限 令和6年2月29日(日)

問 社会福祉課 ☎ 277-1013

持続可能な下水道サービスを提供するために 下水道使用料が変わります

町税などによる資金援助を受ける経営状態の改善や、老朽化に伴い増加が見込まれる下水道施設の維持管理費用などの財源確保のため、7月より下水道使用料を改定します。

経費の節減や経営努力を図りながら、効率的な下水道事業の運営を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。



●下水道使用料体系表 (単位:円) 税抜

一般汚水（1カ月につき）			
	使用水量区分	改定前	改定後
基本使用料	10m³まで	1,100	1,320
	10m³を超え30m³までの分	125	150
超過使用料 (1m³につき)	30m³を超え50m³までの分	160	190
	50m³を超え100m³までの分	195	235
	100m³を超え300m³までの分	235	270
	300m³を超える分	290	305

- 改定後使用料の請求時期
太田・龍田地区（偶数月検針）が、8月検針分（6月、7月使用分）、斑鳩・石海地区（奇数月検針）が、9月検針分（7月、8月使用分）より改定後使用料が請求されます。
※ただし、太田・龍田地区における6月分使用料は、改定前使用料となります。

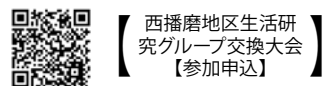
問 上下水道事業所 ☎ 277-3241

食や農について共に考えてみませんか 「西播磨地区生活研究グループ交換大会」 講演のご案内

西播磨地区生活研究グループは、地元で生産された農林水産物を利用し、農産加工品の製造・販売や食育など、地域に根ざした活動を続けています。

本大会を通して、農業の現状や生活研究グループの取組を発信することで、地域の課題解決に向けて共に考えるきっかけを作ります。

- 日時 7月27日(日) 13時30分～16時30分（受付13時～）
- 場所 赤穂市文化会館 赤穂化成ハーモニーホール 小ホール・展示室（赤穂市中広 864）
- 内容
・西播磨地域の農業者活動紹介
・鈴木 宣弘さん（東京大学大学院教授）による講演「迫る食料・農業危機～食と農と子供たちの未来を守るには（仮）」
・生活研究グループ員活動紹介
- 申込方法 QRコードからお申し込みください。
- 申込期限 7月20日(日) 17時
- 費用 無料



問 西播磨県民局光都農業改良普及センター
☎ 0791-58-2209

緑化活動を支援します 県民まちなみ 緑化事業の募集

兵庫県では、自治会や地域住民の皆さんが行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

- 対象事業
①一般緑化（植樹、生垣の設置など）
②校庭・ひろばの芝生化
③建築物の屋上・壁面の緑化
- 対象規模
①②の申請者が住民団体：30m²以上
③および①②の申請者が個人・法人：
人口集中地区内 30m²以上
人口集中地区外 100m²以上
- 申請期限 11月30日(日)
- 問い合わせ先
・対象事業①②について
姫路土木事務所
まちづくり建築第1課 ☎ 281-9313
・対象事業③について
兵庫県都市政策課 ☎ 078-362-3563

問 まちづくり課 ☎ 277-5992

おめでとうございます 太子町長寿祝金支給事業について

ご長寿をお祝いするために、町からお祝金をお贈りします。対象者には7月に個別通知し、お祝金は通知書同封の届出書に記入された口座に支給します。

- 対象
①77歳（昭和20年9月17日～昭和21年9月16日生まれ）で町内に住所を有する人
②88歳（昭和9年9月17日～昭和10年9月16日生まれ）で町内に住所を有する人
③100歳を超える人（大正12年9月16日以前生まれ）で、町内に住所を有する人
※令和5年度中に100歳祝金を受給する人を除く

●支給額

年齢	金額
77歳	1万円
88歳	2万円
100歳を超える人	2万円

※基準日は9月16日(日)です。

問 高年介護課 ☎ 276-6639

誰もが地域で安心した生活を送るために 市民後見人養成研修【基礎研修】の開催

成年後見制度は、認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。社会貢献活動に理解と意欲のある市民（町民）の人に、本人がその人らしく地域で安心した生活を送れるよう、後見活動を担ってもらおう市民後見人養成研修を開催します。

- 日時 1日目 7月20日(日) 9時30分～16時30分
2日目 7月27日(日) 10時～16時30分
3日目 8月3日(日) 10時～16時30分
- 場所 赤穂市総合福祉会館（赤穂市中広 267）
☎ 0791-42-1397
- 対象 相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町在住者で、次の①～③のすべての要件を満たす人
①社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心がある人
②3日間の研修のすべてに参加できる人
③25歳以上69歳以下（令和6年4月1日時点）の人
- 参加費 無料
- 申込締切 7月6日(日)
- 申込方法 電話(0791-72-7294)またはFAX(0791-72-7224)にて申込

問 西播磨成年後見支援センター
☎ 0791-72-7294

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や遊休農地の拡大が進むことが懸念される中、農地が適切に利用され、次世代に継承されるよう、農地の集約化などに向け、取り組むことが地域農業の課題となっています。

このため、国においては、農地の集約化と人の確保・育成、農地保全による荒廃防止などをめざすため、人・農地関連法（農業経営基盤強化促進法・農地法・農山漁村活性化法）が改正され、令和5年4月1日に施行されました。

農業経営基盤強化促進法では、農業の将来の在り方について、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、令和6年度末までに「地域計画」（人・農地プラン）を策定することが法定化されました。＊地域計画とは、誰がどの農地を耕作するかを示した目標地図を含む将来像です。

また、農地法では、真に農業を志す人に農地を利用しやすくするために、農地取得時の下限面積要件が廃止されました。

●農地法3条許可について

売買・賃借などにより農地の権利を取得するには、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。許可を得るには、本町では、許可後の権利取得者の耕作面積が3,000㎡（30アール）以上になることが必要でした（下限面積）。

この度、上記法改正に伴い、令和5年4月1日からは、本町農業委員会が設定していたこの下限面積を廃止しました。

今後は、新規就農者など幅広い人材の農業参入が、経営規模や農地所有面積の大小に関わらず可能となりますが、他の許可要件（全部効率利用要件、常時従事要件、地域との調和要件など）については、これまでと同様で投機的な目的、転用や貸出を前提とした取得はできませんので、ご注意ください。

特に、改正後の農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画における目標地図の実現に支障が生じる場合には、改正後の法第3条第2項第6号に掲げる場合に該当し、許可できないこととなります。

●3条許可の主な要件

項目	内容
全部効率利用要件	譲受人（借人）およびその世帯員などが、申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
農作業常時従事要件	譲受人（借人）およびその世帯員などが、農作業に常時（150日以上）従事すること
地域との調和要件	農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと
農地所有適格法人要件 ＊法人の場合	農業経営を行うために農地を取得できる農業法人であること



人権一口メモ

職場における人権

No.254 問 社会教育課

本年度の住民学習会で活用していた「人権啓発映画『よかったら、想いを聴かせて』を紹介しました。「ハラスメント」をはじめとした職場における6つの人権テーマを切り口に、相手の想いを聴くこと・自分の想いを伝えること・お互いを受け止め合うことの大切さを登場人物たちと共に考えていく内容となっています。

映画の主人公は、会社の川柳同好会に所属しています。ある日の同好会、人権週間が近いことから川柳のお題に「人権」をテーマとして選ぶことになりました。職場の人間関係で印象に残っているエピソードをお互いに話し合う姿から、自分も相手も大切にするためにどのようなコミュニケーションが必要なのか、ドラマを通して学んでいる映像教材となっています。

企業は、雇用を創出し、社会に豊かさや活力を生み出す上で、大きな役割を果たしています。もはや企業なくして現在の私たちの生活は成り立たないものとなっています。

一方で、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなど

のハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、社内で発生する様々な「人権問題」がメディアなどで大きく取り上げられています。

また、海外では、自社や取引先などの工場で児童を雇っていたことが判明した企業の製品の不買運動が起こったり、劣悪な労働環境で働かされていた労働者によるデモが起こり製品の生産ができなくなったりしています。そこで、世界の各企業は、企業の社会的責任や、人権を含めた環境・社会・ガバナンス（Environment, Social, Governance）を重視する傾向を強め、投資家の側も、長期的な観点から企業の持続可能性を重視し、これらESGの要素に重点を置くようになっていきました。今や人権や環境などに配慮することは、企業の存続に必須の時代となったと言えるでしょう。

本映像教材は、多くの日本企業が直面している社内における人権問題を中心に取りあげています。職場で誰ひとり取り残さないために、自分ができることを考えていきたいですね。

任期満了に伴う改選です
農業委員および
農地利用最適化推進委員を募集します

令和6年1月に就任する農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。申込方法は団体や他者からの推薦、自身による応募の2通りあります。

- 職種・人数 農業委員 14名
農地利用最適化推進委員 7名
- 任期 令和6年1月17日(日) ~令和9年1月16日(日)
- 申込方法 農業委員会事務局（産業経済課）または町ホームページに備え付けの推薦書・応募書に必要事項を記入し、農業委員会事務局に提出または郵送（期間内までに必着）
- 申込期間 7月3日(日)～7月31日(日)
- その他 農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は特別職の非常勤職員となります。＊詳細は町ホームページをご覧ください。
- 資格要件 下記①～④の要件をすべて満たす人
 - ①農業・農地などに関する知識を有し、農地利用の最適化推進に熱意のある人
 - ②破産者などでない人
 - ③太子町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員でない人
 - ④太子町暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者でない人
- 職種内容
 - 【農業委員】
 - ①農地法などに基づく農地の売買・賃借の許認可審議、農地転用案件への意見具申
 - ②農地利用最適化推進委員の行う現場活動の連携活動業務など
 - ③地域の農業者の話し合いの場への参加
 - 【農地利用最適化推進委員】
 - ①担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動などの現場活動など
 - ②地域の農業者の話し合いの場への参加



町ホームページ
農業委員と農地利用最適化
推進委員の募集について

デジタル化に係る費用を助成します
IT導入補助金事業のご案内

令和5年10月より開始されるインボイス制度への対応を見据え、デジタル化の推進に取り組む町内中小法人・個人事業主を支援するため、IT導入補助金事業を開始します。

- 対象
 - ・町内に本店を有する、中小企業基本法に基づく中小企業である法人及び個人事業主
 - ・令和5年4月1日以降に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用するサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金（デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）に限る）を受けた人
- 補助率 事業者自己負担分の内、1/4を補助
- 補助対象経費 会計ソフトなどの購入費、クラウド利用費、ハードウェア（PC・タブレット・レジなど）購入費
- 申請方法 産業経済課窓口または町ホームページに備え付けの太子町IT導入補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、産業経済課窓口へ提出
- 申請期限 令和6年3月29日(日)
- ＊詳細は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
太子町IT導入補助金について

健康ひろば

Schedule

7月

※母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

問い合わせ・事業場所

さわやか健康課(保健福祉会館)

☎ 276-6630 FAX 276-6631

相談

こころの健康相談 7月6日(金)

13時30分～16時30分

※申し込みが必要です。

まちの保健室 7月3日・24日(日)

9時30分～11時30分

保健師と栄養士が健康相談に応じます。

健康チェック相談会 7月27日(金)

9時30分～11時30分

場所 石海公民館

各種計測を行い、保健師と栄養士が健康相談に応じます。

健康診査

★対象者に個人通知

乳児健康診査 7月26日(金)

対象 令和5年3月生まれ

受付時間 13時15分～14時15分

乳児相談 7月25日(木)

対象 令和4年11月生まれ

受付時間 13時30分～14時15分

1歳6カ月児健康診査 7月12日(金)

対象 令和3年12月生まれ

受付時間 13時15分～14時15分

3歳児健康診査 7月5日(金)

対象 令和2年1月生まれ

受付時間 13時15分～14時15分

龍野健康福祉事務所の事業

要
申込

健康管理課

栄養相談

☎ 0791-63-5677

7月10日(日)

10時～11時30分

栄養に関する専門的な相談、食品の栄養成分表示の方法と活用の相談などに応じます。

エイズ・肝炎相談

☎ 0791-63-5140

(HIV・肝炎ウイルス検査)

7月11日・25日(日)

13時15分～14時30分

(検査・相談は原則無料・匿名可)

地域保健課

こころのケア相談

☎ 0791-63-5687

7月7日(金)

13時～15時

精神疾患、認知症、アルコールの問題など、こころの問題でお悩みの人やその家族が対象です。



健康ダイアリー

Health diary

家庭での食中毒予防！

食中毒予防の原則と5つのポイント

腹痛や下痢、おう吐などの症状が急に出現することはありませんか。そんな時に疑われるものの一つが「食中毒」です。食中毒は、飲食店などで食べる食事だけでなく、家庭での食事でも発生しています。家庭での食中毒を防ぐのは、食材を選び、調理する皆さん自身です。食中毒予防の原則とポイントを紹介합니다。

牛・豚・鶏などの食肉、卵などが主な原因食品となるほか、ペットやネズミなどによって、食べ物に菌が付着する場合があります。菌が付着した食べ物を食べてから半日～2日後ぐらいで、激しい胃腸炎、吐き気、おう吐、腹痛、下痢などの症状が現れます。

1. 食中毒の原因は何？

○食中毒を引き起こす主な原因は「細菌」と「ウイルス」です。

細菌やウイルスは目に見えない小さなものです。細菌は温度や湿度などの条件がそろえば食べ物の中で増殖し、その食べ物を食べた人に食中毒を引き起こします。一方、ウイルスは、細菌のように食べ物の中では増殖しませんが、食べ物を通じて体内に入ると、人の腸管内で増殖し、食中毒を引き起こします。また、ウイルスは低温や乾燥した環境内で長く生存します。

○細菌が原因となる食中毒は夏場(6月～8月)に多く発生しています。

原因となる細菌の代表的なものは、腸管出血性大腸菌(O157、O111など)やカンピロバクター、サルモネラ菌などです。食中毒を引き起こしやすい細菌の多くは、室温(約20℃)で活発に増殖し始め、人間や動物の体温ぐらいの温度で増殖のスピードが最も速くなります。また、細菌の多くは湿気を好むため、気温と湿度が高くなる梅雨時には細菌による食中毒が増えます。

【知っておきたい食中毒の主な原因となる細菌】

●腸管出血性大腸菌(O157やO111など)

病原性大腸菌の一つで、O157やO111などがよく知られています。毒性の高いペロ毒素を出し、腹痛や水のような下痢、出血性の下痢を引き起こします。腸管出血性大腸菌は食肉などに付着し、肉を生で食べたり、加熱不十分な肉を食べたりすることによって食中毒を発症します。乳幼児や高齢者などは重症化し、死に至る場合もあります。

●カンピロバクター

この細菌が付着した肉を、生で食べたり、加熱不十分で食べたりすることによって食中毒を発症します。また、吐き気や腹痛、水のような下痢が主な症状で、初期症状では、発熱や頭痛、筋肉痛、倦怠感などがみられます。

●サルモネラ菌

2. 食中毒予防の原則は？

食中毒を防ぐために、細菌の場合は、細菌を食べ物に「つけない」＝洗う・分ける、食べ物に付着した細菌を「増やさない」＝低温(10℃以下)で保存する、食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」＝加熱処理(中心部を75℃で1分以上加熱)が原則となります。

3. 食中毒を防ぐポイント

あなたの食事作りをチェックしてみましょう。

ポイント① 買い物

- ・消費期限などを確認する
- ・肉や魚などは汁がほかの食品につかないようビニール袋に入れる

ポイント② 家庭での保存

- ・冷蔵庫や冷凍庫に詰めすぎない。目安は冷蔵庫や冷凍庫の7割程度
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保つ
- ・肉・魚・卵などを取り扱うときは、取り扱う前後に必ず手指を洗う

ポイント③ 下準備

- ・生肉や魚、卵を触ったら手を洗う
- ・生の肉や魚などの汁が、果物やサラダなど生で食べる物や調理の済んだ食品にかからないようにする
- ・冷凍食品の解凍は冷蔵庫や電子レンジを利用し、自然解凍は避ける
- ・調理前の食品は、室内に長く放置しない

ポイント④ 調理

- ・手を洗いましょう
- ・肉や魚は十分に加熱しましょう。中心部を75℃で1分間以上加熱が目安
- ・調理後の食品は、室内に長く放置しない

ポイント⑤ 残った食品

- ・残った食品はきれいな器具、皿を使って保存する
- ・時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう
- ・残った食品を温めなおす時も十分に加熱
- ・ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに捨てましょう

マイナンバーカードは順次交付しています(要予約)

毎日6時30分から23時まで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できます。※戸籍のみ8時30分から17時まで

開庁時間 平日 8時30分～17時15分

町民課では、証明書発行などの業務を18時15分まで時間を延長して実施しています。詳しい内容は町民課へお問い合わせください。

国民年金保険料免除の申請

所得が少ないなどの理由により保険料を納付することが困難な人には、申請に基づき保険料が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)、または猶予される制度があります。これらは原則として毎年度申請が必要です。
●受付開始 7月1日(日)～
●免除期間 7月～令和6年6月
●申請先 町民課または姫路年金事務所(姫路市北条1-250)

●必要なもの 基礎年金番号通知書、失業を理由とするときは雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

マイナンバーカード 休日申請・交付窓口のご案内

平日に来庁できない人のために、マイナンバーカードの申請受付と交付を行います。
●日時 7月9日・23日(日) 8時45分～11時45分
●場所 町民課
※カードの受け取りは予約制となります。受取日時を電話で予約いただき、本人が窓口までお越しください。

太子町赤十字奉仕団員の募集

「人間を救うのは人間だ!」のローガンのもと、日本赤十字社は皆さんからの募金や社資などの活動資金をもとに、人間のいのちと健康、尊厳を守ることを目的として、国内、海外での災害時の救護活動や被災者支援活動、ボランティアの支援など

を行っています。町では赤十字の精神に基づき、地域に根差したボランティア活動を行う「赤十字奉仕団」の団員を募集しています。ボランティアが初めての人、時間が限られている人でも、困っている人や地域のために何かしたいという思いがあれば、災害時の救護活動、救急法などを共に学び、活動してみませんか。
●申請先 社会福祉課

介護用品支給事業

町内に住所を有し、現に住所地に居住する、介護保険法の要介護認定で要介護4・5と判定された当該年度町民税非課税世帯(同居する別世帯も含む。)の在宅の介護用品に、紙おむつなどの介護用品を下記の内容で支給します。希望される人は申請してください。
●内容 年間75,000円(支給対象期間が12月に満たない場合は、支給月数に6,250円を乗じた額)を上限に紙おむつなどの介護用品を支給します。
●申請先 高年介護課

特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)の課税標識の交付を開始します

令和5年7月1日の改正道路交通法の施行に伴い、「特定小型原動機付自転車」に対応した課税標識の交付を開始します。原動機付自転車のうち、外部電源

により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものが「特定小型原動機付自転車」として定義されます。

- 要件
・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
・最高速度が20キロメートル毎時以下であること
●申告に必要なもの
①販売証明または廃車証明書(再登録用)
②窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
③保安部品が取り付けられていることの確認できる車両写真、製品カタログなど
※改正法施行日より前に従来の課税標識が交付されている車両については、新課税標識への交換が可能です。
※軽自動車税種別割については、原動機付自転車区分の税率(2,000円)となります。

たつの警察署管内交通事故急増!!

令和5年4月末時点での、たつの警察署管内における人身事故の発生件数は152件と、前年同時期と比較して35件増加しています。事故の特徴として
○追突事故が増加(全体の約4割)
○時間帯は6時から10時・16時から18時

この2点の発生が多くなっています。車を運転される場合は、脇見をせず、運転に集中して交通事故を防止しましょう。

サマージャンボ宝くじ

宝くじの収益金は、各都道府県の販売実績などに応じ、その地域のまちづくりのために配分・活用されます。宝くじを買う際は、県内の売り場またはインターネットでお買い求めください。
●販売期間 7月4日(日)～8月4日(日)
●抽選日 8月18日(日)



【宝くじ公式サイト】

小児慢性特定疾病受給者証の更新

10月31日(日)まで有効な受給者証を持っている人で、有効期限以降も引き続き受給者証の交付を希望し、11月1日(日)時点で満20歳未満の人。
●受付期間 7月3日(日)～8月31日(日)
※10月31日(日)まで受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日(日)以降となりますので、ご注意ください。
※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛にお送りし

ます。案内が更新受付開始日までに届かない場合は、ご連絡ください。

おめでとうございます

- 第42回全日本クラブ卓球選手権大会出場 河野 泰子さん(塚森)
第46回全国高等学校柔道選手権大会出場 三木 望夢さん(大牟田高等学校・石海小出身)
第17回全国中学生少林寺拳法大会出場 内山 奏汰さん(太子西中) 桑原 璃人さん(太子西中) 中山 孝太さん(太子西中) 西脇 大凱さん(太子西中) 福井 耀斗さん(太子西中) 三浦 有翔さん(太子西中) 大西 琴音さん(太子東中) 大西 晴奈さん(太子東中) 改野 凌明さん(太子東中) 谷川 凜空さん(太子東中) 福田 朝陽さん(太子東中) 山本 蓮さん(太子東中)
第16回全国社会人クラブバドミントン選手権大会出場 曾我部 博光さん(東南)
第40回全日本武術太極拳選手権大会出場 原田 美江子さん(糸井)

西はりま消防組合の職員(消防士)募集

●採用人数 若干名
●資格 次の要件①～③を満たす人
要件① 【大学生】 平成10年4月2日～平成14年4

月1日に生まれた人 【高校・短大・専門学校生】 短期大学、高等専門学校、専門学校生は、平成13年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人 高校生は、平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人 ※各学校を卒業または令和6年3月末までに卒業見込みの人
要件② 消防士としての職務を遂行するための身体機能に関する条件を満たす人
要件③ 採用後は管内市町または隣接地に居住するよう努めること。
●申込期間
・持参 7月31日(日)～8月17日(日) 8時30分～17時15分(土日祝除く)
・郵送 7月31日(日)～8月15日(日)
●申込先 西はりま消防本部総務課(たつの市揖保川町正條279-1)
●第一次試験 試験日 9月17日(日)・18日(日) 場所 1日目 揖保川文化センター 2日目 西はりま消防本部 二次試験は一次試験合格者に別途通知します。
※詳細は消防組合ホームページをご確認ください



【西はりま消防組合ホームページ】

NEWS

おめでとうございます 春の叙勲



高井 國昭さん(間野)

町商工会および観光協会の会長を9年、副会長を15年務められ、長年にわたり地元企業や町経済の活性化、観光振興に大きく貢献されました。



鎌谷 高行さん(上之町)

警察官として、県警本部や主に東西播の警察署の地域課企画係などで勤務され、長年にわたり地域住民の安全安心な暮らしを守るために尽くされました。



松岡 正平さん(糸井池)

消防士として、主に太子消防署やたつの消防署において統括指令長などを歴任され、住民の命を火災などから守り、地域の消防力の強化、充実に尽くされました。

旭日単光章

瑞宝単光章

瑞宝単光章

電話番号

Table with 2 columns: Department and Phone Number. Includes: 問い合わせ 277-1010 FAX276-3892, 企画政策課 277-5998, 総務課 277-1010, 財政課 277-5996, 税務課 277-1014, 収税管理室 277-5700, 町民課 277-1011, 戸籍係(マイナンバーカード) 277-1008, 保険係・国民年金係 277-1012, 生活環境課 277-1015, 社会福祉課 277-1013, 地域福祉・障害福祉・手当3法 277-1019, 保育所・学童保育課・子育てに関する相談 277-1019

Table with 2 columns: Department and Phone Number. Includes: 高年介護課 276-6715, 介護保険係 276-6639, さわやか健康課 276-6630, 産業経済課 277-5993, まちづくり課 277-5992, 上下水道事業所 277-3241, 上水道 277-5991, 下水道 277-5990, 会計課 277-5995, 議会事務局 277-1016, 教育委員会管理課 277-1017, 教育委員会社会教育課 277-2300, 教育委員会文化推進課 277-2300

納期

期限内に納めましょう。
◆納期限 7月31日(日)
◎税務課 固定資産税(2期)
◎町民課 国民健康保険税(1期) 後期高齢者医療保険料(1期)
◎高年介護課 介護保険料(1期)
※納付には便利で安心な口座振替をご利用ください。

人口と世帯

6月1日現在
人口 33,598人 (△10)
男 16,492人 (△5)
女 17,106人 (△5)
世帯数 14,076世帯(+2)
※()内は前月比

図書館 ☎ 277-1580

古生物の本を紹介します



新・恐竜骨格図集 G.Masukawa ● イースト・プレス
 こっそり楽しむうんこ化石の世界 土屋 健 ● 技術評論社
 ティラノサウルス解体新書 小林 快次 ● 講談社
 採集と見分け方がバッチリわかるアンモナイト図鑑 守山 容正 ● 築地書館
 前恐竜時代 土屋 健 ● ブックマン社
 作ろう！フライドチキンの骨格標本 志賀 健司 ● 緑書房
 化石の復元、承ります。 ● ブックマン社

移動図書館(木曜日)

7月	10:30~10:50	11:00~11:20	14:30~14:50	15:00~15:20	15:30~15:50	16:00~16:20
6日			福地(三反長)地域内	米田公会堂	竹広南公民館	
13日				原池団地公民館	山田 田 掲示板前	原太田東地区農村交流センター
20日	広坂公民館	上太田公民館		塚森地域内	太子ニュータウン公民館	吉福公民館

7月の開館日 ×印は休館
 開館時間：10時～18時(金曜日は20時まで開館)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

19日(金)は、祝日の振替のため休館。
 31日(木)は館内整理のため休館。

丸尾建築あすかホール ☎ 277-2300

三世代ライブ館 **入場無料**
 こども劇場「バイオリンとピアノの音楽会」
 日 時 7月9日(日) 開演 10時30分～
 場 所 丸尾建築あすかホール中ホール
 出演者 中西 ターニャさん、玉田 佐津紀さん

第7回太子吹奏楽祭 **入場無料**
 日 時 7月17日(日) 開演 13時30分～
 場 所 丸尾建築あすかホール大ホール
 出 演 那波中学校吹奏楽部、太子東中学校吹奏楽部、太子西中学校吹奏楽部、太子高等学校吹奏楽部、たいしウインドアンサンブル、姫路ウインドアンサンブル

原晋講演会 **好評発売中**
 「箱根駅伝から学ぶ成長するための秘訣」
 日 時 7月21日(金) 開演 18時～ 開演 18時30分～
 場 所 丸尾建築あすかホール大ホール(全席指定)
 料 金 2,000円(税込) ※当日500円増



佐渡裕指揮
 兵庫芸術文化センター管弦楽団
 日 時 7月31日(日) 開演 18時～ 開演 18時30分～
 場 所 丸尾建築あすかホール大ホール(全席指定)
 料 金 3,000円(税込)

キッズフェスティバル **入場無料**
 日 時 8月27日(日) 開演 14時～
 場 所 丸尾建築あすかホール大ホール
 ※入場にはチケットが必要です。

内 容
 町内の子どもたちが出演し、昭和の時代から令和の現代まで、ダンス、合唱、器楽演奏を取り入れながら音楽ショーを作り上げていきます。誰でも知っている歌謡曲・ポップス曲など、歌ったり踊ったりしながら、それぞれの時代を表現しています。懐かしい時代を感じながら徐々に現代へとタイムマシンは進んでいき、子どもたちが輝く未来を感じながらリズムに乗ってパフォーマンスを行います。来場者に懐かしさ、感動、希望を届けられるよう、子どもたちは4月から練習を頑張っています。ぜひ、お誘いあわせの上、ご来場ください。

暮らしの情報館

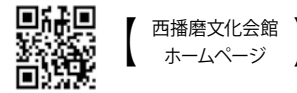
作品を募集します

問 西播磨文化会館 ☎ 0791-75-3663

芸術文化が県民の暮らしに息づき、人や地域を元気にする社会の実現に向けた取組として、次の3つの作品を募集します。詳細は西播磨文化会館ホームページをご覧ください。

- ①第43回西播磨ふるさと写真展 7月1日(日)～31日(日)
- ②令和5年度西播磨短歌祭 7月3日(日)～9月7日(日)
- ③令和5年度西播磨俳句祭 【一般】7月3日(日)～8月22日(日) 【学生】7月3日(日)～9月7日(日)

- 応募方法 郵送または持参
- 問い合わせ・提出先 西播磨文化会館 (たつの市新宮町宮内 458-7)



生活創造活動グループ交流会・作品展を開催します

問 西播磨文化会館 ☎ 0791-75-3663

西播磨生活創造プラザに登録している西播磨生活創造活動グループ(120団体)に、作品と練習の成果を発表する機会を提供することにより、各グループの活性化を図るとともに一人ひとりの生活創造活動を豊かにすることを目的に作品展や交流会を開催します。

- 日時 ①生活創造活動グループ作品展

7月26日(日)～8月8日(日)
 9時～17時(初日は13時～)
 ②生活創造活動グループ交流会 8月5日(日) 9時～16時(予定)

●場所 西播磨文化会館 (たつの市新宮町宮内 458-7)

- ①美術展示室
- ②講堂
- 内容 ①作品展示 ②発表 (午前と午後に分けて各グループの舞台発表を行います)

相談・窓口・教室

無料法律相談【要予約】

7月12日(日) 13時～16時
 場所・担当 企画政策課

人権・行政相談

7月20日(日) 13時30分～15時
 場所・担当 企画政策課

日本語教室(外国人対象)【要申込】

7月1・8・22日(日) 13時30分～15時30分
 7月2・9・23日(日) 10時～12時
 場所 地域交流館スペース1

7月8・22日(日) 16時15分～18時
 場所 太田公民館
 担当 企画政策課

消費生活相談【電話相談可】

毎週月・水・金曜日 9時30分～16時

場所・担当 生活環境課
もの忘れ相談【要予約】
 7月27日(日) 13時～16時
 場所 役場 A102 会議室
 担当 高年介護課

ひめじ若者サポートステーション 就労相談【要予約】

7月26日(日) 10時～13時
 場所 地域交流館スペース2
 担当 産業経済課

たいしっ子悩み相談【要予約】

開庁日 8時30分～17時15分
 場所・担当 管理課
 ※予約受付時間は随時

心配ごと相談

7月14・28日(日) 13時30分～16時
 場所 保健福祉会館相談室
 担当 社会福祉協議会

知的障がい者(児)相談

7月20日(日) 9時30分～11時30分
 場所 保健福祉会館相談室
 担当 社会福祉協議会

心の不安相談

7月18日(日) 13時30分～15時30分
 場所 保健福祉会館相談室
 担当 社会福祉協議会

身体障がい者(児)相談

7月19日(日) 9時30分～11時30分
 場所 保健福祉会館相談室
 担当 社会福祉協議会

消費生活ワンポイント

SNS 上に表示される広告から偽サイト?!

問 生活環境課

【事例】

スマホで SNS を利用中、人気雑貨店の「限定価格セール」の広告が出てきた。ブランドのロゴや商品の画像があったので公式サイトだと信じて注文した。クレジットカード番号を入力して代金を支払った。しかしその後注文確認のメールは届かず、問い合わせのメールを送っても返信がないので不審に思った。結局商品は届かず、騙されていると思った。(40代女性)

【アドバイス】

LINE やインスタグラムなど、大手の SNS や検索サイトの広告は、安全なものばかりであるとは限りません。ブランドのロゴの有無などだけで、公式通信販売サイトであると判断することは危険です。広告から誘導されたサイトでは、①公式通信販売サイトの URL か、②連絡先が表示されているか、③価格が異常に安くないか、④支払い方法が限定的でないか、⑤不自然な日本語が使われていないかなどに気を付けてください。偽サイトは年々巧妙化しています。何かお困りのことがあれば、消費生活相談窓口までご相談ください。

●●● 社会教育・生涯教育 ●●●

参加については事前に申し込みをされた人に限ります。

社会教育課 ☎ 277-1017

たちばな大学一般教養講座
日 時 7月26日(金) 10時～
場 所 丸尾建築あすかホール中ホール
内 容 斑鳩寺庫裏改修について
講 師 尾瀬 耕司 さん (神戸建築文化財研究所)

斑鳩公民館 ☎ 277-4550

ふれあい茶道教室
日 時 7月1日・15日(日) 9時30分～
講 師 春井 千鶴 さん

石海公民館 ☎ 277-4511

こども茶道
日 時 7月8日・22日(日) 13時30分～
講 師 原田 和恵さん

書道
日 時 7月14日・28日(日) 9時30分～
講 師 水橋 溪仙さん

伝筆(つてふで)教室
日 時 7月22日(日) 9時30分～
講 師 円尾 裕子 さん

太田公民館 ☎ 277-4811

文化教養講座「播磨の歴史を知ろう」
日 時 7月4日(日) 9時30分～

講 師 窪田 憲龍 さん
こども華道

日 時 7月15日(日) 13時30分～
講 師 未生流 玉田 恵甫 さん

こどもクッキング
日 時 7月22日(日) 9時30分～

講 師 宮中 真智子 さん

健康クッキング
日 時 7月25日(日) 9時30分～

講 師 宮中 真智子 さん

龍田公民館 ☎ 276-0044

こども現代アート
日 時 7月8日(日) 10時～

講 師 山口 謙二 さん

南総合センター ☎ 277-1102

人間の生き方講座
「記者の目で見た現代社会」

日 時 7月6日(日) 9時30分～
講 師 霜田 聖さん
(読売新聞大阪本社「新聞のちから」委員会事務局)

※手話通訳あり

広報たいし有料広告を募集しています

問い合わせ
企画政策課 ☎ 277-5998

地域経済の活性化や町民の皆さんに幅広い生活情報を提供するため、広報たいしに掲載する企業やお店の広告を募集しています。

●申込方法

企画政策課および町ホームページに備え付けの「太子町有料広告掲載申込書」に、掲載しようとする広告案を添えて、企画政策課までご提出ください(郵送および窓口申込)。



町ホームページ
広報誌への有料
広告の募集

相続勉強会&空き家相談

相続の基礎知識や、目からウロコの話まで事例を交えてわかりやすくお話しします。
参加費 無料

美松ホーム株式会社
太子町東保 20-1 ☎079-277-3366

丸尾法律事務所
MARUO LAW OFFICE 弁護士 丸尾明弘 兵庫県弁護士会所属

**相続 / 遺言 / 借金
離婚 / 交通事故**

◇お困り事、お気軽にご相談下さい◇
☎079-224-0105 姫路駅 徒歩4分
姫路市南駅前町63クリスタルビル301

広告募集中

- 広報たいし
- 太子町ホームページ

詳細は、企画政策課(☎277-5998)にお問い合わせください。

●●● 子育て支援センター『ひまはぴ』 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146 ●●●

子育て講座
「子どもに伝わるほめ方、しかり方」
日 時 7月10日(日) 10時～11時
場 所 子育て支援センター「ひまはぴ」
対 象 子育て中の保護者
定 員 10名(先着順)
持ち物 飲み物、タオル、筆記用具
申込受付 7月3日(日) 9時30分～(電話申込)
※当日の午前中は、一般開放はありません。

(受付は9時～)
場 所 体験学習施設(太子町総合公園内)
対 象 小中学生
定 員 15名(先着順)
持ち物 飲み物、お弁当、油性ペン(細い)、軍手(綿素材のもの)、キッチンばさみ、玉ねぎの皮
服 装 長袖、長ズボン、運動靴(サンダル不可)、帽子、タオル
講 師 地域の自然を未来につなぐ会
参加費 500円程度
申込受付 7月3日(日) 9時30分～(電話申込)

つなぐーる草木染め体験
～身近な植物でエコバックを染めよう～
日 時 7月25日(日) 9時30分～13時30分

●●● 町民体育館 ☎ 277-4800 ・ 総合公園陸上競技場 ☎ 277-2296 ●●●

第87回ソフトボール大会(一般)

日 時 7月16日(日) 9時～
場 所 総合公園 町民グラウンド

第38回少林寺拳法大会

日 時 7月22日(日) 9時30分～
場 所 宍粟市 学遊館

第56回町長杯レディースソフトバレーボール大会

日 時 7月23日(日) 9時～
場 所 町民体育館 アリーナ
第58回メンズソフトバレーボール大会
日 時 7月23日(日) 9時～
場 所 町民体育館 アリーナ
第84回バドミントン大会
日 時 7月30日(日) 9時～
場 所 町民体育館 アリーナ

●●● 歴史資料館 ☎ 277-5100 ●●●

常設展示「太子町の歴史」 **入場無料**
町内から出土した考古資料や、法隆寺領鶴荘、山陽道の宿場町・鶴などのテーマで、町の歴史を紹介しています。

特別公開 **入場無料**
「斑鳩寺の屏風—人物と花鳥図—」
斑鳩寺寄託資料のうち、常設展示では公開していない資料を特別公開します。
期 間 7月15日(日)～9月3日(日)

歴史講座
「絵図の表現方法—太子町域の絵図の集成から—」
講 師 河岸 和樹 (歴史資料館主査・学芸員)
日 時 7月22日(日) 13時30分～
場 所 丸尾建築あすかホール研修室

古文書講座(初級)のお知らせ
古文書に1度は触れたことがあるけれど、もう少し読めるようチャレンジしたい、という方向けに初級講座を開催します。
日 時 7月16日・30日、8月13日・27日(日) 14時～15時30分
場 所 丸尾建築あすかホール創作室
講 師 歴史資料館学芸員
対象者 古文書読解に少し触れたことがある人(初心者)
注意事項 辞書などご自身でご用意ください
募集人数 20名程度(応募多数の場合は抽選)
申込先 歴史資料館
申込期間 7月7日(日)まで

臨時休館のお知らせ
特別公開への展示替えのため、休館します。
休館日 7月10日(日)～14日(金)



あ かるく輝ける社会をめざして 5月13日(土) 太子町民主化推進協議会総会

今回の総会では、記念講演会として日本LGBT協会代表理事の清水展人さんをお招きし、『女らしく男らしくよりも自分らしく生きる〜多様な性が尊重される社会をめざして〜』と題して、性の多様性について講演をいただきました。講演を通じて、性的マイノリティーについての正しい理解を深める機会になるとともに、清水さんのお話から、誰もが自分らしく輝ける社会の実現に向けたヒントを得られたのではないのでしょうか。

が っこうを代表して歌いました 5月14日(日) 阿久悠杯歌謡祭 2023



洲本市で行われた阿久悠杯歌謡祭 2023 に、太子東中学校吹奏楽部 2 年生が参加しました。太子東中学校の校歌「飛翔」を阿久さんが作詞されたご縁で、学校を代表して吹奏楽部の 2 年生がゲストとしてこの歌謡祭に招待され、ステージで校歌を精一杯歌唱しました。阿久さんにゆかりのある方々とのよき交流の場になりました。

ま なびや理解を深めました 5月19日(金) 引きこもりをテーマにした講演会



「私、講談師を辞めました 十二年の引きこもり生活と社会復帰」と題した講演会では、講師のふじかわ陽子さんが自身の双極性障害に苦しんだ 12 年間の引きこもり生活から抜け出した体験を語られました。講演を通じて、誰にでも起こりうる引きこもりについての理解を深める機会になるとともに、家族や周囲がどう接すればよいかなどについてヒントを得ることができました。

わ くわく楽しいお買い物 6月1日(木) ユニクロ TAISHI 障がい者招待デー



ユニクロ太子店と町内の障害者施設(あすか会)、町との協働で、ユニクロのセールを障害のある人がゆっくり楽しめる、『ユニクロ TAISHI 障がい者招待デー』を開催しました。皆さんは、普段大勢の買い物客で賑わうため、ゆっくり買い物ができず悩んでいましたが、特別に通常の営業時間より早く入店し思い思いに買い物を楽しむことができました。

のぞむは火災ゼロのまち 6月5日(月) 龍田幼稚園「幼年消防新入式」



園児たちはおそろいの消防法被に身を包み新入式に臨みました。式では、消防レンジャーショーも行われ、園児たちはレンジャーのアクロバティックな動きに圧倒されている様子でした。ショーの後、レンジャーよりクラブ員証が手渡されました。これから 1 年間、園児たちは幼年消防クラブ員としてさまざまな活動を通して、防火や防災について学んでいきます。

編集・発行 太子町企画政策課
〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1
☎079-277-5998 FAX 079-276-3892

URL <https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/>
E-mail kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp
Face book <https://www.facebook.com/TaishiLife>
Instagram <https://www.instagram.com/hyogotaishi/>
LINE <https://page.line.me/hyogo-taishi>